

中央区 こどもすくすくえがおプラン わくわく子育て ～みんなで育てる未来の力～

中央区子ども・子育て支援事業計画

概要版



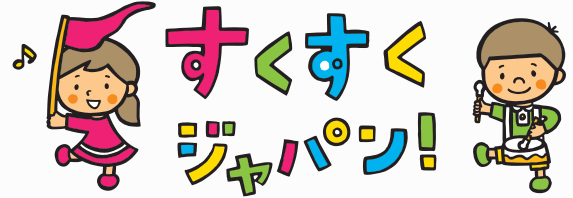
平成 27 (2015) 年 3 月



中央区

子ども・子育て支援新制度について

- 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。「子ども・子育て支援新制度」とは、この法律とあわせて改正される「児童福祉法」、その他の関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援に関する取組を、区市町村が中心になって総合的に進めていく新しい制度のことをいいます。



計画の策定

- 「子ども・子育て支援新制度」は平成 27 年 4 月から実施されます。
- 乳幼児人口の増加に伴う保育ニーズの高まりへの対応や、核家族化や地域のつながりの希薄化によって子育て家庭の育児不安や孤立化を解消する必要がある等、さまざまな課題に対応が求められています。今後とも安心して子どもを産み育てていける環境づくり、都心中央区にふさわしい子育て支援策のさらなる拡充が必要とされています。
- このような背景と「子ども・子育て支援新制度」の趣旨を踏まえ、すべての子どもの健やかな育ち、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するために、「中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条の規定に基づき策定する計画です。
- 平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。
- 本計画は、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画であり、上位計画である「中央区基本計画 2013」をはじめ、関連する区の計画等との整合性を図りつつ策定しています。

